

学校配置の適正化に係る住民説明会 「いただいたご質問・ご意見」と「区役所の見解・考え方」

NO.	いただいたご質問・ご意見	区役所の見解・回答
	説明会の設営（告知、日程調整等）について	
1	・これから小学校入学を控えている未就学児やその保護者にとっても、月曜日に仕事を控えている者にとっても参加しやすいように、説明会の開催曜日・時間帯を、日曜日の夜間だけではなく、土曜日の日中に行うなどしてください。	・日曜日の夜間が、地域・保護者の方にとって最も参加しやすいだろうという想定で開催しました。 ・ご指摘を踏まえ、次回説明会は時間帯を変えて開催する予定です。
2	・地域住民への周知が行き届いていませんので、次回開催の際には、もっと多くの参加につながるような周知方法をとるべきです。 ・説明対象となる住民は、子どもがいる家庭はもとより、高齢者層を含む地域住民全般に対して周知すべきです。	・地域内の小学校及び幼稚園・保育所を通じた周知を行いました。結果として「参加者が少ない」ということについては、周知広報が十分でなかったと反省しております。 ・次回以降の説明会の際には、より多くの方にご参加いただけるよう、広報の仕方については、工夫していきます。
3	・説明会を開催することについて、幼稚園や保育園としては、どの程度認知しているのでしょうか。	・幼稚園・保育所を通じての案内周知については、3小学校区内にある、小規模施設を含む公立・私立の幼稚園・保育所の9施設に協力依頼を行いました。 ・各施設には、日程別の3種類（12／5、12／12、12／19）の通知文をお届けしております。通知文を保護者へ手渡しするのか、配架するのかなど、具体的な配付方法については、各幼稚園・保育所にとって無理のない範囲での協力をいただいています。
4	・案内状のタイトルが「学校配置の適正化」となっていて、「学校の統廃合」に関する内容であるとはわかりにくいですし、不親切だと思います。 ・次回開催の際には、統廃合予定年度などの具体的な内容がわかりやすい形で広く周知してください。	・案内通知文の中に詳しい内容がないのでわかりにくいというのは、ご指摘の通りだと思いますので、次回以降、表現を工夫いたします。 ・なお、学校再編整備計画案策定前の現段階では、統合を行うことは決定事項ではありませんので、統廃合についての説明会ではありません。児童の教育環境の改善を第一に考え取り組む必要がある、学校配置の適正化についての説明会として実施いたします。
5	・説明会は、終了予定時間ありきではなく、質疑が尽きるまで時間延長して開催してください。	・新型コロナウイルス感染拡大予防策にも配慮が必要です。時間無制限で開催ということはできませんが、一定程度、質疑に区切りがつくまでは時間延長して開催いたします。
6	・説明会は、多くの住民が参加しやすいように、何度も開催すべきです。	・説明会は1回きりではなく、区役所として「ご質問・ご意見等が出尽くした」と判断するまでは、間隔を置いて何回か開催する予定です。
7	・説明会場に行かなくても意見を伝えられるような方法を考えてください。	・ご意見・ご質問等ありましたら、メールまたはFAXで区役所まで文書でお寄せください。 メール：TL0002@city.osaka.lg.jp FAX：06－6885－0535
8	・説明会で出された意見、Q & Aを端的に整理して、インターネットやSNSを活用して共有してください。	・説明会でいただいたご意見等は整理して、後日、区役所ホームページで公開する予定です。 ・また取り巻く状況の変化や質疑応答を重ねる中で、区役所の回答・考え方が修正となる場合につきましては、その変遷の経過を示せるよう、工夫いたします。

NO.	いただいたご質問・ご意見	区役所の見解・回答
	区役所と教育委員会事務局、関係局の連携・関わりについて	
9	・統廃合は教育問題なのに、教育委員会事務局ではなく区役所が実務を進めていくことに違和感を覚えます。 ・教育委員会事務局の職員にも出席・説明してもらった方がよいと思います。	・学校再編整備計画については、「ニア・イズ・ベター」、つまり「住民に近いところで行われる決定ほど望ましい」という考え方のもとで、「区担当教育次長（区長）が学校再編整備計画案を作成することと規則・指針（※）で定められています。学校再編整備計画案の作成にあたっては、区役所と教育委員会事務局が緊密に情報交換をしながら、一緒になって検討を進めています。 ・また、今回説明を行っている区長・副区長・担当課長はじめ区役所職員は、それぞれ淀川区担当教育次長・淀川区教育担当部長・淀川区教育担当課長など、教育委員会事務局の役職を兼務しています。区役所職員でありつつ、教育委員会事務局職員の立場でも関わっていますが、今後の説明会での出席者については、検討いたします。
10	・「道路の白線は国土交通省、感染症は厚生労働省、学級編制は教育委員会」といった縦割り行政での回答をしないでください。 ・所管部署ごとにしか責任をもって回答できないのであれば、それぞれの部署の担当者も説明会に出席させるようにしてください。	・道路の白線を引く権限は、その道路を所管する各設置管理者にある、というように個別の課題ごとに、その課題の担当部署がありますので、それら関係機関と区役所とが密に連携して、課題解決に向けて対応いたします。
	条例の考え方と、説明会で聴取した意見の扱いについて	
11	・学校配置適正化の条例は、地域の反対が強く統廃合が進まない学校を潰すことありきで大阪市が作った条例だと考えます。	・学校配置の適正化の取組を進めるにあたり、適正配置対象校の保護者や地域住民に対して、統合に対する理解を深めていただくための協議を重ねている中で、学校が地域コミュニティの核となっていること、学校に対する強い愛着心があること、また小規模校で十分満足しており統合の必要性を感じていないなどの理由で理解を得られないこともあり、保護者や地域住民の主体性に委ねた進め方では関係者間の意見がまとまりにくく、取組の必要性に対する認識が共有されない状況が生じていたことから、協議が長期化することも少なくない状況にありました。 ・今後、全市的にさらなる少子化が見込まれるなか、将来を見据え、持続的に良好な教育環境を提供していくためには、子どもの教育環境改善の観点を第一に据え、行政が主体的に責任をもって解決を図る必要があることから、学校配置の適正化の基準と進め方について、「学校活性化条例」等を改正いたしました。
12	・新型コロナウイルス感染症で、子どもたちがストレスを抱えている中で、子どもにとって影響の大きい学校再編整備計画案を一方的に発表するというのは、子どもたちに寄り添う姿勢が行政側にあるのか疑問に感じます。	・子どもたちに、限られた小学校の在校期間をより充実した教育環境で過ごしてもらうため、新型コロナウイルス感染症の状況を慎重に見据えつつ、必要な取組は進めていかなければならないと考えています。
13	・「4、5年後に統合される」など、統廃合が決定事項であるかのような説明は控えてください。	・「令和9年度」というのは、規則（※）で「学校施設の整備計画等を勘案した最短時期の実施となるよう学校再編整備計画を策定しなければならない」と定められていることから、仮に今この学校再編整備計画の原案で進めた場合に、最短で学校再編整備計画が議決され予算化されて、校舎の増築工事が完了見込みの年度を例としてお示ししています。 ・この説明会については、学校再編整備計画案を作成する前の段階で説明責任を果たしつつ、地域・保護者の皆さまの意見をお聴きしながら、よりよい学校再編整備計画案を提案したいと考えて開催しております。 ・「必ず令和9年度に統合」という意味ではなく、決定事項ではありません。
14	・教育は子どもの将来を考えて進めるもので、長い時間をかけて結論を出すべきものだと思います。経済的な合理性だけで早急に話を進めずに、丁寧に意見を聞いてください。	・スケジュールありきで結論を出そうとは考えておりません。説明会を何度か開催して、聴取した意見を反映するなど、丁寧な手続きを踏んだ上で、「子どもたちのより良い教育環境づくり」の観点から、学校再編整備計画案を作成したいと考えております。

学校配置の適正化に係る住民説明会 「いただいたご質問・ご意見」と「区役所の見解・考え方」

NO.	いただいたご質問・ご意見	区役所の見解・回答
15	・説明会で出された意見は聞き入れるということですが、どのように取り入れるのでしょうか。聴取した意見を参考に、学校再編整備計画案を見直すことや、策定しないことはあるのでしょうか。 ・説明会の目的と、聴取した意見の取扱い方について示してください。	・条例（※）の規定上は、「区長は学校再編整備計画案作成にあたって、事前に保護者等の意見を聴かねばならない」という項目はありませんが、学校配置の適正化の取組を進める上で、丁寧な説明が必要と判断し、皆さまに学校再編整備計画案の原案を提示したところです。 ・また、同じく条例（※）の規定上は、学校再編整備計画を策定・公表した後に、「検討会議」で保護者等の意見を聴くこととなっています。この点についても、当区の判断として、学校再編整備計画案をよりよいものにするため、作成する前の段階で、地域・保護者説明会を開催いたしました。今回を含む説明会の機会に説明しつつ、地域・保護者等の意見を聴きながら、最終的な結論を導き出していきたいと考えております。 ・皆さまのご意見を伺った結果、ご意見を反映できることもあれば、沿えないこともあるでしょうが、可能な限り学校再編整備計画案に反映したいと考えています。多様なご意見を受けて、学校再編整備計画案の原案を変更する必要があるかどうかを含めて検討し、よりよい学校再編整備計画案を提案したいと考えております。 ・ただし、条例（※）により、区長は何らかの形で学校再編整備計画案を作成しなければならないとされておりますので、学校再編整備計画案を作成しないということにはなりません。 ・また、学校再編整備計画策定後も必要に応じて計画の内容を変更することは可能となっておりますので、引き続きご意見等をいただきながら、学校配置の適正化を進めていきたいと考えています。
16	・学校再編整備計画案を決める場である教育委員会会議で、説明会で出された意見は検討されることになるのでしょうか。	・教育委員会会議において、学校再編整備計画案を審議する際には、区長が会議に出席し、説明することとなっております。説明会でいただいた意見や、その意見をどのように学校再編整備計画案に反映したかなどを区長から説明いたします。
17	・12月12日の説明会において、「運動場の面積をこの資料に記載する」という回答がありましたが、12月19日の説明会資料に、運動場の面積について追記されていないのはなぜでしょうか。	・今回の説明会では、12月5日：西中島小学校、12月12日：木川南小学校、12月19日：木川小学校と、同じタイミングで開催する3日程・3会場においては、いずれも同じ資料を用いて同じ内容をご説明しました。 ・次回の説明機会には、学校の面積のことなどについて資料修正を行うとともに、新たな情報がわかりましたら時点修正で資料に盛り込みながら、その時々でのご意見・ご質問に対する区役所としての考え方をお示ししていきます。
18	・反対意見が出た場合、住民の納得が得られなくても学校再編整備計画案を出すのでしょうか。住民の半数以上の理解を得ながら進めるべきではないのでしょうか。	・何回か説明会を開催して、「質問・意見が一定出尽くした」と区役所が判断した段階で、学校再編整備計画案を取りまとめます。 ・「反対意見があれば学校再編整備計画案を提出しない」という考え方ではありません。
19	・通学区域を変更することで、適正配置ができないでしょうか。 ・学校再編整備計画案は、区長が作成することになっていますが、区長の異動があった場合、何か新しい学校再編整備計画案が出る可能性はあるのでしょうか。	・西中島小学校・木川南小学校の現状に対して、通学区域を変更することで適正配置対象校が解消できないか検討しましたが、近隣の複数の地域（宮原・北中島・木川・木川南・西中島・十三）にまたがったの校区変更を検討しても、全ての学校が適正規模となる方策は見つかりませんでした。 ・さらに、区内全ての小学校（17校）での校区変更も検討しましたが、全校での複数学級を実現しようとしても、どこかの学校で単学級が生じてしまうため、通学区域の変更のみで対応することは困難だと判明しました。 ・そのため、最終的には、原則通り「統合」手法で学校配置の適正化を進めていきたいと考えております。 ・これらのシミュレーションは、淀川区役所として行ったものです。 ・現在の各小学校の児童数推移データをもとに区役所が考え得る案としては、最終的に今回お示した案しかありません。 ・学校再編整備計画案の作成前に区長に異動があっても、検討材料となるデータが変わらない以上、新たな区長も同じ学校再編整備計画案を提案することには変わりありません。
20	・統廃合は子どもにとっては大変な問題です。説明会ではなく、市・府、全体で住民投票により、統廃合を進めるのかやめるのかを決めればよいのではないのでしょうか。	・学校再編整備計画案に関わって、住民投票を行う予定はありません。

NO.	いただいたご質問・ご意見	区役所の見解・回答
	資料P3 児童数減少状況について	
21	・昭和54年度と比較して令和3年度の児童数が減少したという説明がされていますが、なぜわざわざ児童数が多かった昭和54年度を例に出して比較するのでしょうか。	・昭和54年度に大阪市学校適正配置審議会において、学校配置の適正化に関する課題についての第1次答申が行われました。 ・本市では、昭和54年度以降も、学校配置の適正化に関する課題について、次の通り継続して取り組んできました。 平成16年度「学校規模・配置の適正化に関する答申」 平成20年度「今後の学校配置の適正化の進め方について（答申）」 平成22年度「今後の学校配置の適正化の進め方について（答申）」 令和2年度 条例・規則・指針（※） ・その継続した取組の中で、昭和54年度の「児童数約242,000人、学校数290校」を一貫した基準としながら、第1次答申当時の状況と比較して検討を進めてきましたので、今回についても昭和54年度と令和3年度の比較データを用いております。 ・なお、この資料P 3 のデータの提供元につきましては、教育委員会事務局の担当部署が、全市24区で統一して作成したものに、淀川区部分のデータを追記して作成しています。
	資料P 4 小規模校のメリット・デメリットについて	
22	・小規模校のメリット・デメリットについては、行政・学校側ではなく、通学している側が決めることではないでしょうか。	・小学校の適正規模の考え方については、「児童の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実を図るために望ましい小学校の学級数の規模」にしよう努めることと、条例（※）に規定されているものです。 ・資料P4に記載した内容は、具体的には、文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」において、「学級数が少ないことによる学校運営上の課題」「教職員数が少なくなることによる学校運営上の課題」「学校運営上の課題が児童生徒に与える影響」として挙げられている内容を踏まえて、教育委員会事務局が、全市24区で統一して作成したものを提示しています。
23	・新型コロナウイルス感染症の収束の兆候がない中では、半数登校の際も通常登校ができたりするなど少人数でのメリットがありますので、急いで統廃合する必要はないと思います。	・新型コロナウイルス感染症対策に関しては、学校の規模に関係なく、どの学校においても、それぞれの感染状況に応じて、教育委員会通知に沿って、同様の対策を取らなければならないことですので、学校配置の適正化と新型コロナウイルス感染症対策とは切り離して考えていただきたいと思います。
24	・資料に小規模校のデメリットについて 書かれていますが、子どもに目が行き届いて対応してくれているから、小規模校である西中島小学校や木川南小学校の方が、木川小学校より学力が上なのではないのでしょうか。	・西中島小学校や木川南小学校の良い校風や取組を木川小学校に引継ぎ、地域・保護者など皆さまの意見を聞きながら、より良い校風・取組として新たな学校で展開していくよう働きかけます。
25	・小規模校のデメリットとして、「単学級ではいじめ対処ができない」が挙げられていることには納得できません。	・単学級では、人間関係が固定化しやすく互いの関係を深めやすいといったメリットがある一方で、人間関係上の課題が生じた時にクラス替えを行うことができず、課題の解消が難しいことがあります。 ・また、大阪市では、「大阪市いじめ対策基本方針 ～ 子どもの尊厳を守るために ～」（令和3年4月改正）により、「いじめ対策の基本理念」について、次の考え方を示しています。 「いじめを受けた子どもを救済し、その尊厳を回復するためには、いじめを行っている子どもに直ちにいじめ行為をやめさせることはもとより、いじめに苦しんでいる子どもに、いじめを行っている子どもとの人間関係を断ち切る自由を保障する必要があり、大人には、いじめられている子どもをいじめが行われている閉鎖的な集団から解放する責任がある。」 「構成員の固定化した学校・学級においては、集団の同調圧力が強いが、このことが逃げ場のないいじめを生みやすい。」

NO.	いただいたご質問・ご意見	区役所の見解・回答
26	・西中島小学校では、学校独自に補助人材を公募しているので、木川小学校より配置人数が多いと聞いています。 ・木川小学校に統合したからといって、教職員の数が増えるわけではないでしょうから、統合のメリットが感じられません。	・西中島小学校と木川南小学校を木川小学校に統合した場合、学級数は、現在より増えることになりますので、配置される教員定数も増えることになります。 ・また、統合した場合には、国の基準で、統合時の3年間は教員を加配（基準よりも多く配置すること）できる制度があります。 ・さらにきめ細かい対応が可能なよう、教員配置の配慮について、教育委員会事務局と共に検討していきます。
27	・1 学年 1 学級だと教員が少なくて大変だということですが、他自治体のように、もう一人教員（副担任）を増やせばよいと思います。大阪市はそもそも教員不足なので、教員を増やすよう対策すべきです。	・本市の教員定数等については、「公立義務教育小学校の学級編制及び教職員定数に関する法律」により、指定都市小中学校等教職員定数として定められております。その中で、学級数など学校規模に応じて、学校ごとの教員総数が定められており、学級担任の基礎定数は1名とされております。 ・教員の定数等についていただいたご意見は、教員配置を所管している教育委員会事務局にお伝えいたします。
資料P5 学校活性化条例（適正化の考え方）について		
28	・この学校再編整備計画案は、様々な数字をもとに区長が作成した案なのでしょうか。	・毎年、資料P6の表形式により、5月1日現在での適正配置化対象の学校名が、教育委員会事務局から区長に通知されます。 ・その通知を受けて、区長として、各学年複数学級となる12～24学級の適正規模の学校にするためにはどうすべきかを検討し、学校再編整備計画案の原案を作成し、今回提示いたしました。
29	・35人学級ありき、大人数学級で考えず、20人以下、25人以下の少人数学級を実現してください。	・大阪市立小学校の学級編制は、令和2年度までは法令等に基づいて、小学校 1 年生と 2 年生は 1 学級35人、3 年生から 6 年生までは 1 学級40人を基準として実施していました。 ・その後法律の改正を受けて、国基準で全国的に35人学級に移行することとなりました。（ご意見の15～20人単位での少人数学級化は、国では進めていません）。 ・本市でもその国基準に基づき、令和4年度から令和7年度までの4年間をかけて、順次1学級あたり35人に引き下げられることとなりました。 ・今後、令和4年度は3年生、令和5年度は4年生と順次35人学級化を進め、令和7年度に全ての学年で35人学級となる予定です。 ・少人数学級についてのご意見は、学級編制を所管している教育委員会事務局にお伝えいたします。
資料P 6 適正配置対象校数について		
30	・資料P6の「学校適正配置校数」には、区分①から⑥まであり、全市では80校ほど、淀川区では 4 校が該当しています。こういった学校再編整備計画案説明の動きは、淀川区でだけやっているのでしょうか。これを突破口に他区に波及させようとしているのではありませんか。	・条例・規則（※）は、特別の規定がない限り、全市24区で統一して取り扱いされなければならないもので、他区においても学校配置の適正化に取り組まれています。 ・資料P5の最下段に※で注釈を入れておりますように、対象校のうち区分①～⑤にあたる学校につきましては、「学校施設の整備計画等を勘案した最短の時期の実施」とされております。淀川区では区分①西中島小学校と区分③木川南小学校が該当しており、この2校について、早期に学校再編整備計画案を作成することが求められています。 ・一方で、区分⑥にあたる2校につきましては、「学級数及び児童数の推移を十分に考慮して、適切な時期に策定すること」となっており、早急に策定するという定めはありませんので、当面、児童数の推移を注視していきます。

NO.	いただいたご質問・ご意見	区役所の見解・回答
	資料P 8 ～10 3校の現状について	
	西中島小学校・木川南小学校の現状について	
31	・資料P9で木川南小学校の令和4年度の新1年生数は「13名」となっています。一方、12月 2 日に区ホームページに掲載された「学校選択制 希望調査最終結果」では、木川南小学校への新入生については、「通学区域からの希望者数13名、通学区域外からの第1希望者数9名」とあり、計22名だと読み取れます。令和4年度の木川南小学校の1年生の人数は13人か22人か、どちらが正しいのでしょうか。	・資料P 9 に掲載した「13名」は、令和3年5月1日時点での将来推計上の数字です。 ・具体的には、現状の 0 ～5歳児までの乳幼児の数と過年度のデータをもとに、その校区ではおよそ何%くらいの乳幼児が、小学校入学時までに入転・転出等する傾向にあるか、係数として掛け合わせて算出した推測値です。 ・この「13名」という数字は、5月1日時点の推計値であり、5月2日以降～令和4年4月までの実際の転入・転出や、学校選択制利用等による増減要素が含まれていません。 ・現在、区役所として公表している最新の数字としては、12月 2 日に区ホームページに掲載した「令和4年度新入学 希望調査最終結果」（https://www.city.osaka.lg.jp/yodogawa/page/0000549555.html）のとおりの22名です。 ・ただし、今後も4月までの間に国・私立校就学や転入・転出などにより就学対象者が増減する可能性がありますので、令和4年度の各小学校の1年生の人数が確定するのは、3月下旬となる予定です。
32	・西中島小学校や木川南小学校の児童数が減っている背景として、「卒業する時には学校が残っていないのではないか」という不安があって、学校選択制で他校を選ぶ児童が増えているからではないでしょうか。 ・木川南小学校や西中島小学校の校区から学校選択制などを活用して、他校区へ流出している児童は何人いるのでしょうか。 ・木川南小学校や西中島小学校に、他校区から転入してくる児童は何人いるのでしょうか。	・学校選択制については、「指定校よりも近いところにある学校だから」という理由で、違う校区の学校を選ばれるケースがあります。西中島地域や木川南地域から木川小学校に通われるケースもあれば、逆に他校区から西中島小学校や木川南小学校を選択して通っているケースもあります。一概に西中島地域や木川南地域から違う校区の学校へ通う児童が多いわけではありません。 ・なお、具体的な人数をお示しすると個人が特定される恐れがありますので、公表していません。
33	・学校選択制で、西中島小学校や木川南小学校ではなく他校を選ぶ児童が増えているのは、区役所職員がそう仕向けているからではないでしょうか。	・資料P 3 でもご説明しましたように、本市24区に共通して、多くの地域で児童数が減少している現状があります。 ・ご意見のような、学校選択制にかかり、区役所職員が作為的な行為をしたという事実はありません。
34	・子どもの教育を良くすること、教育にお金をかけるのが行政の役目なのに、これまで、市・区として、他都市のような少子化対策・過疎化対策や、保護者が子どもを産みたいと思うまちづくりをしてこなかったから、淀川区の子どもの数が減少したのではないのでしょうか。 ・「子どもが減ったから」と安易に学校を統合して、一つの学校に子どもを詰めこむのは、趣旨が違うと思います。 ・ファミリーマンションを誘致して建てれば、児童数増になって、統廃合せずに済むのではないのでしょうか。	・いただいたご意見と同様、区役所としても、将来の担い手である子どもたちの教育環境を向上させることが大切だと考えていますし、子どもが増える方策があるならそれが望ましいと考えるところです。その点については皆さま方と同じ考えです。 ・本市としては、限られた財源の中で、子どもたちや教育のために予算を使えるよう、様々な施策や工夫を進めているところで す。 （例：学校給食費の無償化の前倒し実施、未就学児を養育する世帯への特別給付金の支給、国に先駆けての3～5歳児の幼児教育の無償化、こども医療費助成・妊婦健康診査公費負担の拡充に向けた取組、子どもの貧困対策や児童虐待防止対策の推進など：「令和3年度 市政運営の基本方針」より。） ・少子化により児童数が減少し、単学級になると、集団的に活動するのが困難になります。また、1人の教員が学級運営も学年運営も全て行わなければならない、非常に負担が大きくなります。そして児童数・教員数が減ると学校運営全体が非常に厳しくなります。 ・このような観点から、それぞれの学校の適正規模を維持する中で、より良い充実した教育環境を子どもたちに提供していくための取組を進めたいと考えています。

NO.	いただいたご質問・ご意見	区役所の見解・回答
	木川小学校の現状について	
35	・令和3年度、木川小学校の1年生で、在籍36人という学級があります。新型コロナ禍の中、35人学級という基準が達成できていないという課題をまず解決すべきではないでしょうか。	・令和3年度の木川小学校の1年生は、前年度12月時点での就学予定者が65人で、2学級編制を予定していました。 ・しかしながら、3月の学級編制決定後、転入や指定校変更制度等による新たな就学者があり、1学年71人を超過してしまったことから、ご指摘のような状況が生じました。 ・今後とも区役所就学担当と学校間の連携を図り、35人学級基準を満たす学級編制となるよう努めます。
36	・木川小学校と西中島小学校・木川南小学校の校地面積を比べたいので、説明してください。	・3校の校地及び運動場の面積は次の通りです。 【西中島小学校】小学校校地： 9,429㎡、 運動場：4,651㎡ 【木川南小学校】小学校校地： 5,876㎡、 運動場：3,961㎡ 【木川小学校】 小学校校地：11,737㎡、 運動場：6,140㎡
37	・木川小学校は、現状でも、隣席との間隔が取れずロッカーも開けられないなど教室内の余裕がなく、運動場にも学校施設全般にも余裕がない状態です。増築したらますます狭くなります。これ以上、児童数を増やさないでください。	・令和3年度の木川小学校全体の学級数・児童数は14学級・457人です。今回お示した学校再編整備計画案の原案では19学級・557人と想定しており、いずれも各学年2－3学級程度の規模の学校となっています。これは、条例・規則（※）で適正規模とされている「12～24学級」の範囲内の学校です。 ・統合を行った場合には、19学級・557人の児童全員を収容する必要がありますので、新たに校舎を増築し、不足する教室及びその他の施設設備を整備する必要があります。校舎を増築すると今と比べて運動場が狭くなるのは事実ですが、現段階の案としては、校舎増築後の運動場は約5,540㎡となり、これは区内の同規模の小学校と比べて変わらない面積であり、増築後も比較的広い運動場を確保できます。 ・また増築により、学校運営上必要な教室等を引き続き確保するなど、教育委員会事務局と共に教育環境の整備を進めていきます。
38	・木川小学校は、校舎増設前の現時点でも規模が大きすぎて、運動会の際に、自分の子どもが見分けられなかったり、保護者席の確保競争が厳しかったりする状態です。これ以上児童数を増やさないでください。	・運動会の際に児童1人当たりの運動場の面積が狭いというご指摘について、木川小学校だけでなく都市部の多くの学校に共通する状況だと認識しています。なお、運動会は学校ごとの運営方針に基づき、工夫して実施しております。
	資料P11 適正配置の考え方（ポイント）について	
39	・統廃合を提案する前に、西中島小学校や木川南小学校が残せるよう、宮原小学校など周辺校区を含めた校区割りの変更努力をすべきです。その際は、子どもたちが同等の距離で通いやすくなるようにすべきです。	・区役所として、通学区域を変更することで学校を残せないか、つまり適正配置対象校が解消できないかと検討しましたが、西中島小学校・木川南小学校については、近隣の複数の地域（宮原・北中島・木川・木川南・西中島・十三）にまたがったの校区変更を検討しても、全ての学校が適正規模となる方策は見つかりませんでした。 ・また区内全ての小学校（17校）で複数学級を実現するためには、全区で全学年34学級以上の児童数が必要となりますが、令和3年度の児童数では、3年生・5年生・6年生で33学級未満しか学級数がなく、どこかの学校が単学級となってしまいます。 ・このため、適正配置の手法として、西中島小学校・木川南小学校を残して通学区域の変更のみで対応する、ということは困難と判断いたしました。
40	・西中島地域や木川南地域から木川小学校に通うのは、小さな子どもには大変です。	・学校配置の適正化において満たすべき条件として、通学距離は、原則として2 km以内になることとしており、木川小学校の敷地までは、西中島小学校区が一番遠い地点から約1.3 km、木川南小学校区が一番遠い地点から約1.1 kmで、その範囲内となります。また、新しくなる通学路については、通学路案等を学校再編整備計画案に盛り込み、ご意見をいただきながら、必要な安全対策も講じていきます。

NO.	いただいたご質問・ご意見	区役所の見解・回答
	資料P12～13 ・3校統合案に至った検討経過 ・木川小学校への配置適正化（統合）案	
	統廃合後の学校のイメージについて	
41	・「学校配置の適正化」というが、木川南小学校は今後どのようにしていくのでしょうか。	・今回ご説明した学校再編整備計画案の原案では、今後の西中島小学校・木川南小学校については、最短の場合、次のように想定しております。 令和４～８年度まで それぞれ西中島小学校・木川南小学校として存続。 令和９年４月１日 校舎増築完了後の木川小学校に統合。
42	・木川小学校内に、もともとの木川小学校のクラスと並列して、西中島小学校と木川南小学校のクラスが設置されるのですか。	・今の西中島小学校区・木川南小学校区・木川小学校区を合わせた地域が一つの校区となります。今の西中島地域、木川南地域に住んでいる当該学年の児童が、木川小学校に通学し、今の木川小学校の児童と共に学級編制されることとなります。
43	・実際に統廃合されるのは、校舎竣工予定の令和９年度だと理解してよいでしょうか。統廃合時期が令和９年度より先に延びることもあるのでしょうか。	・工事の進捗が予定より遅れる場合は考えられますが、今回ご説明した学校再編整備計画案の原案では、統合は最短の場合、令和９年度に実施と考えております。
44	・西中島地域・木川南地域在住の児童は、廃校予定の学校に入学した後、卒業する以前の年次に統合となった場合には、その時点で木川小学校に転校することになるのでしょうか。	・ご指摘の通り、統合実施の前年度に西中島小学校・木川南小学校に通学している在校生（６年生除く）には、新年度からは木川小学校の校舎に通学していただくことになります。 ・最短で令和９年度の統合を想定しておりますが、その場合は、令和４年度に西中島小学校・木川南小学校に入学した児童は、６年生になる時点で木川小学校に通学していただくことになります。
45	・保護者を対象にして、教員配置人数など、具体的なことを示した上で、意見を聞いてください。	・学校再編整備計画策定前の現段階では、統合を行うことは決定事項ではありませんので、統合後の具体的な教員配置人数などをお示しすることはできません。 ・学校再編整備計画の策定後、「学校適正配置検討会議」において、統合後の教育方針や、教育内容に見合った教員数の考え方など、学校再編の具体化に向けて、地域・保護者からのご意見をお聞かせいただきたいと思います。
	統合実施年度までの就学希望受入れについて	
46	・木川小学校に統合されるということでしたら、西中島地域・木川南地域の多くの方が、最初から木川小学校に入学することを希望されると思います。今後５年間で西中島小学校・木川南小学校から木川小学校への入学を希望した人や入学者の兄弟等で転校を希望した人は、木川小学校に全員入れるのでしょうか。	・新１年生につきましては、学校選択制の制度に基づき、ご希望をお聞きすることになりますが、木川小学校における校舎等の使用状況を確認の上、受入可能人数について学校長の意見を聴取し、教育委員会と協議することになります。今後の希望状況も見極めつつ、必要な対応を調整していきたいと考えます。
47	・廃校になることが決定してから、その後、実際に廃校になるまでの間に、新規の入学者を受け付けなくなることはあるのでしょうか。 ・廃校になる可能性があっても、西中島小学校や木川南小学校を選択して子どもを通わせようという保護者が一定数いると思います。廃校までの期間中の新入生向けの告知には配慮してください。	・統合までの期間中に、新規入学受入れを停止することはありません。 ・今後の新入生向けのお知らせの仕方については、工夫いたします。

NO.	いただいたご質問・ご意見	区役所の見解・回答
	校舎増築の必要性和増築予定について	
48	・木川小学校の校舎で、3小学校の児童を全て収容することができるのでしょうか。	・木川小学校には現在、普通教室が16教室あるのに対し、統合後は児童数が増えることにより、合計20学級程度の教室が必要となります。 ・児童全員を収容するために新たに校舎を増築し、不足する教室及び他施設設備を整備いたします。
49	・木川小学校への統合にあたり、木川小学校の校舎増築が必要だということですが、敷地内のどこに校舎を増築するのでしょうか。	・校舎増築位置は、運動場の一部、現在の給食室～校舎の間辺りを想定しています。
50	・木川小学校の運動場面積約6,100㎡のうち、どのぐらいが増築工事で使えなくなってしまうのでしょうか。もし現状の1／3を使ってしまうたりするのであれば、今の木川南小学校よりも運動場が狭くなってしまうのではないですか。 ・そこに統合後、約600人に児童数が増えれば、1人あたりの運動場面積も狭くなりますし、密にもなります。新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、「密になってはいけない」と言いながら、逆に密な状態を作ることになりませんか。	・校舎を増築すると、今と比べて運動場が狭くなるのは事実ですが、教育委員会事務局の校舎建築の知識・技術を持つ部署に相談しながら、できるだけ最小面積の用地での建築方法となるよう、検討しているところです。 ・現段階の案としましては、校舎増築後の運動場は約5,540㎡となり、これは区内の同規模の小学校と比べて変わらない面積であり、増築後も比較的広い運動場を確保できます。 ・なお、上記の数字は、実際に設計を行う前段階であり、確定した数字ではありません。
51	・統合により、木川小学校では子ども1人あたりの体育館の面積がかなり減ると思いますが、どのような対策を考えているのですか。	・木川小学校の体育館（1階部分）の面積は588㎡であり、同年代に建築された市立小学校と変わらない面積を有しています。 ・本市では、児童数の規模にかかわらず、どの小学校にも一律に体育館を整備しておりますので、全校児童数が増えると、児童全員で使用する場合に児童1人当たりの体育館の面積が少なくなる、というご指摘はその通りです。 ・こういった事情ですので、一定規模を上回る多くの学校においては、学年ごとに体育館の利用時間を区切るなど、工夫して体育館を活用しておられます。 ・区役所としましては、統合後の学校運営にあたり、児童数に見合った円滑な体育館の活用が図られるよう、学校長・教育委員会事務局と連携し工夫いたします。
52	・資料P13に「R9年度（増築校舎竣工予定）」とあるが、「竣工」とは令和9年度には校舎の増築が完了しているということでしょうか。 ・「校舎の建設に4～5年かかるが、具体的な建設予定の見通しは立っていない」ということでしょうか。	・「竣工」とは、工事が完了して建物ができあがることを指します。「増築完了」と同じ意味です。 ・増築工事には、予算・設計・図面作成等も必要であるため、その期間を考慮した令和9年度が、最短の見込みとなっています。 ・具体的な工事予定はまだ決まっておりません。
	標準服、学用品等の負担について	
53	・統廃合にあたり、西中島小学校・木川南小学校から木川小学校に通うには、標準服や体操服などの学用品の準備が必要になりますが、購入費用等の保護者負担への配慮はあるのでしょうか。	・標準服のある学校と無い学校が統合する場合、一般的には、「学校適正配置検討会議（計画の内容について意見聴取する場として設置する会議）」において、標準服の扱いについて意見聴取することとなっています。 ・その上で学校再編整備により生じる新たな標準服等は、保護者への負担軽減の観点から、教育委員会事務局で必要な予算措置を行うこととなっています。

NO.	いただいたご質問・ご意見	区役所の見解・回答
	資料P14 学校配置適正化の進め方フロー図	
54	- この学校再編整備計画案はまだ作成前ということですか。 - 資料P14のフロー図でいえば、現在は、フローの一番上の「適正配置対象校の区分について」の説明をされているという理解でよろしいですか。	- ご指摘の通り、学校再編整備計画案は作成前の段階です。 - 本日の説明会は、資料P14フロー図の最上段にある、「適正配置対象校の区分」が教育委員会事務局から示され、次の「学校再編整備計画案の作成」に至るまでの段階で開催しております。
55	- 学校配置の適正化を令和9年度を目途として進めるということですが、説明会を何回やるのか等、いつを期限にどういったプロセスで合意形成を進めるのか、具体的な進め方がわかりません。大体のスケジュールを早めに教えてください。 - 資料14ページのフロー図でいうと、今後、学校再編整備計画案を作成し、教育委員会会議に提出し、公表し、市会で審議するのは、それぞれいつごろを予定しているのでしょうか。 - 令和4年度に学校再編整備計画案を作成する可能性は有り得るのでしょうか。	- スケジュールありきで結論を出そうとは考えておりませんので、現時点で、学校再編整備計画の策定時期やそこに至るスケジュールについて明言できませんが、少なくとも説明会を何度か開催して、聴取した意見を反映するなど、丁寧な手続きを踏んだ上で学校再編整備計画案を作成したいと考えております。 - 学校再編整備計画案を皆さまに提示し、説明会等で説明した後に、教育委員会会議へ上程いたします。
56	統廃合にかかるコスト（増築、教室整備、教員人件費、廃校手続きなど）は算出していますか。また、それを住民に示すつもりはありますか。	- 本日ご説明したものは学校再編整備計画案の原案であり、校舎増築をどのような規模や仕様で行うのか正式には定まっていない段階ですので、建築コストについて正式に算出はしておりません。 - また、実際の学校運営にあたり必要なコストにつきましても、学級数・教育内容に見合った教職員数や、学校規模に見合った維持運営のあり方などが具体化できる段階になりましたら、算出してお示しできるようにしたいと思います。 - なお、学校配置の適正化は、子どもたちの教育環境の改善を第一に実施するもので、コスト削減のために実施するものではありません。
57	- 資料P13に「R9年度（増築校舎竣工予定）」とあり、増改築に5年かかるのであれば、逆算すると、R4年度には予算化する必要があると思います。 - 令和3年度中に、設計費を含めた増築に関する工事費等を、令和4年度予算として計上する予定はあるのでしょうか。	令和4年度予算は計上しておりません。
58	校舎増築予定から逆算すると、遅くとも令和5年2月市会において、学校設置条例の改正が決定されと考えられますが、どうなのでしょう。	学校設置条例の一部改正のタイミングにつきましては、統合実施年度の前年度5月までを目途としております。
59	こういった計画の策定には、ワーキンググループを作ったりと思いますが、メンバーには行政関係者だけでなく、教育専門家、大学教授、学校長、住民代表となるP T A等を選ぶのでしょうか。	- 学校再編整備計画案については、区役所が作成した後、教育委員会会議で審議するプロセスを踏みます。 - この教育委員会会議というのは、教育長（本市の特別職）以外は、教育分野の学識経験者や子育て経験者など、多様な民間出身の教育委員で構成される組織です。この教育委員会会議での審議段階で、広い視点での意見が入ることになります。 - 次に、教育委員会会議で案が議決・公表となった後の段階で、学校再編の内容について地域・保護者からの意見を聴取する場として、「学校適正配置検討会議」を設置・開催することが条例・規則（※）で定められています。 - 検討会議の委員は、在籍児童の保護者、地域住民、学校協議会の構成員などの中から、対象校区ごとにそれぞれ5名以内の委員を、校長の意見を聴いて区長が推薦し、教育委員会が委嘱することとなっております。 - この学校適正配置検討会議を何回か開催し検討する段階で、再度、広い視点での意見が入ることになります。
60	教育委員会会議以外の機会に、区役所として学校再編整備計画案を作成する段階で、職員だけで作らず、外部からメンバーを招いて意見を取り入れることはできないのでしょうか。	- 学校再編整備計画案を策定する前の段階で大学研究者など民間専門家など外部から意見聴取することは、考えておりません。 - 学校再編整備計画案の作成については、区役所の責任のもとで作成いたします。

NO.	いただいたご質問・ご意見	区役所の見解・回答
	資料P16 質問の一部（安全対策、跡地など）	
	登下校時や校区拡大に伴う安全対策について	
61	・資料P16「登下校の安全対策」QAについて、「安全確保に努めます」とありますが、3校が統合されると、新御堂筋と淀川通と阪急電鉄を含む交通的に複雑な校区となります。 ・通学時はもちろん、小学生の遊ぶ範囲は校区内とされている中で、校区が広がると危険な箇所が増えることとなり、学校の安全指導も難しくなるのではないのでしょうか。	・校区の範囲が広がると放課後や休日を含め、「校区外に出てはだめだ」とする指導範囲の面積が広がるというのは、確かにご意見の通りです。 ・現在も3つの小学校区内の生活指導については、統合するしないに変わらず、また校区の面積の広さに関わらず、どの学校でも行わなければならないことです。 ・区役所としましても関係機関と連携し、子どもの安全・安心のため、学校を支援して共に取り組んでいきます。
62	・木川南地域から木川小学校までの間には、淀川通と阪急電車の踏切を越えなければなりません。また、以前は自動車が入ってこれなかった道が、道路が拡幅されて、自動車がたくさん入ってくるようになっていきますし、自転車もスピードを出して走っています。木川南地域から木川小学校までの通学路は非常に危険です。	・ご指摘の木川南地域～木川小学校間については、東淀川税務署南側の道路を境として、道路の北側にお住まいの方は木川小学校へ通学しています。同様に、道路より南側にお住まいの方は、木川南歩道橋を利用して淀川通を南北に横断して、木川南小学校へ通学しています。また、木川小学校の南側の地域にお住まいの方は、学校の南西側にある踏切で阪急電車の線路を渡って、木川小学校へ現在も通学しています。 ・どちらの箇所も確かに交通上、安全確認が必要な箇所だと認識しています。 ・こういった箇所について、区役所として、平成24年度～令和3年度までの間、学校・警察・各道路管理者と連携協力して、区内全小学校の通学路の危険箇所を点検し、ソフト・ハード両面での安全向上策を講じるなど、「大阪市通学路安全プログラム」の取組強化を進めてきたところです。 ・今後も引き続き、ご指摘の箇所をはじめ、学校や関係機関と連携して、通学路の安全確保に努めます。
63	・資料P16「登下校の安全対策」QAについて、「安全確保に努めます」とありますが、横断歩道の白線が消えている箇所があっても、1年以上ずっと放置されています。	・道路の設置管理者については、府道は大阪府、市道は大阪市といったように、それぞれ所管が分かれています。ご指摘の横断歩道の白線が消えているのは、具体的にはどの箇所なのかを区役所に個別に情報提供いただけましたら、区役所から当該箇所の道路設置管理者に連絡し、状況確認や改善依頼などの対応を進めます。
64	・資料P16「登下校の安全対策」QAについて、「安全確保に努めます」とありますが、実際には、保護者や地域ボランティアの見守り活動により安全が確保されている面があります。統合後、校区が3地域にまたがって広がった後も、同じ見守り体制を確保できるかどうかはわからないのではないのでしょうか。	・指針（※）に基づき、統合した場合の木川小学校への新たな通学路のルート設定にあたっては、対象校・関係校の現在の通学路をもとに、区長が3校の学校長と相談・検討のうえ学校再編整備計画案に記載することとなっています。 ・新たな通学路には淀川通や阪急電鉄を越える箇所などがあることから、必要な安全確保策については、建設局、警察等関係先と十分に調整を行います。 ・また、登下校時の見守りや集団登校など、地域・保護者の方々のご協力により行っている安全確保策のあり方については、条例（※）により設置することとなっている「学校適正配置検討会議」などの場で、地域・保護者の皆様のご意見を聴取しながら、区役所・学校と地域の皆様と相談・検討いたします。
65	・資料P16「よくある質問」に、通学に対する警備強化について記載されていますが、警備強化にかかる予算額はどれくらいと見込んでいるのでしょうか。	・通学路の安全点検については、児童・保護者の皆様に安全・安心していただけるよう、引き続き点検確認を進めます。 ・なお、通学路安全点検の取組は区内全域で経年的に行っていることであり、学校再編整備計画案にかかる新たな通学路についても皆さまのご意見も踏まえてより良い案を作成していく段階ですので、現段階では警備強化にかかる予算額をお示しすることは困難です。

NO.	いただいたご質問・ご意見	区役所の見解・回答
	子どものための教育的配慮について	
66	・統合の際に、西中島小学校や木川南小学校の先生が、子どもと共に木川小学校に異動するよう配慮してもらえるのでしょうか。 ・少人数制のメリットや学力の高さなど、西中島小学校・木川南小学校の良い面が維持出来るような教職員の配置をしてください。	・統合後の教員体制については、教育委員会事務局において、西中島小学校・木川南小学校・木川小学校の関係 3 校の学校長の意見を聞きながら検討することになっています。 ・区役所としましては、これまでの事例をもとに、統合にかかる 3 校の学校長の意見を踏まえながら、「適正配置対象校」である西中島小学校・木川南小学校の両校から、「適正配置関係校」である木川小学校への人事異動や、教員加配（基準よりも多くの教員を配置すること）を行うなど、児童にきめ細かい対応ができるよう、教員配置の配慮について、教育委員会事務局と調整いたします。 ・なお、定期人事異動もある中で、今の 3 校の教職員が全員残るということにはなりません、できる限り児童が安心して通えるような学校づくりを進めます。
	跡地課題、コミュニティ・まちづくりについて	
67	・西中島小学校・木川南小学校は、廃校になった後、教育委員会事務局ではなく他局の所管になるのですか。	・廃校になった未利用地は、跡地の用途等に応じて所管局が決まることとなりますが、跡地の活用方針が決まるまでは、引き続き教育委員会事務局の所管となります。
68	・学校の跡地は何に使う予定か決まっているのですか。 ・跡地の売却先が公平に決められるのかどうか怪しいですし、そうなると跡地が適正に活用されるのかどうかも怪しいと思います。 ・売却先によっては、跡地が外国企業の手に渡ったり、ワンルームマンションになったりするのではないのですか。	・学校跡地については、売却するかどうかも含め、使途は決まっておりません。 ・ただし、今の小学校区内に災害時避難所機能を確保することは必要だと考えております。 ・統合を行う場合は増築工事を伴うため、最短で4～5年先の実施となります。その増築工事完了までの期間に、学校跡地を何の目的でどのように使うのか、しっかりと意見交換した上で、跡地活用を計画していきます。
69	・学校用地の多くは、相場より安価に地権者から購入したり、地域が寄付したりしたものだと聞きますが、そういう経緯で取得したであろう西中島小学校・木川南小学校の跡地を、大阪市は売却してしまう方針なのですか。	・学校の跡地については、大阪市未利用地活用方針において、売却を前提とした処分検討地として分類されていますが、市民の貴重な財産であることから、区長を中心とし、関係局とも連携を図りながら、その処分及び有効活用については、計画的に進めていく必要があるとされています。 ・区役所としましては、災害時における避難所や投票所などで使用されてきており、個々の学校跡地に係る地域住民の皆様のご意見やご要望を十分に聞くなど柔軟な対応を行いながら、慎重に方策を検討していきます。 ・学校再編整備計画が策定・公表できる段階になった時点で、学校跡地をどうするのかについて、区役所内にこの対象地域の課題を取り扱う特別なプロジェクトチームを立ち上げた上で、この説明会とは別に跡地活用に関する説明会・意見交換会等を、それぞれの地域ごとに開催して、地域の皆様ともしっかり議論して検討いたします。 ・なお、跡地活用の選択肢としては売却ありきではなく、売却以外の方法も考えられますので、それらの選択肢や他の可能性も含めて、皆さま方と十分議論していきます。 ・仮に有償貸付や売却を行う場合にも、防災拠点機能等を備えるよう、整備条件を付帯して相手方を募集するなど、多様な手法を検討いたします。
70	・学校は、地域の文化や社会教育、歴史の拠点となる施設です。学校の施設設備が使われなくなったらそれらの機能が失われてしまうのではないのでしょうか。 ・学校を地域の中心になる施設と捉えて、まちづくりや地域コミュニティ、子育てプランについて考えて進めていくべきです。	・大阪市は各小学校単位で地域が構成されている状況が多くあり、その中で学校施設が、地域の住民の皆さまにとって地域の拠点、防災拠点、投票所となる施設を担ってきたことについて認識しています。また、地域の皆様が、学校を拠点としてこれまで多様な取組を積み上げ、文化を築き上げてこられたことについても、十分に承知しています。それらの機能をどう確保するかについては、区役所が中心になって取り組むべき課題だと考えています。 ・学校再編整備計画を進める上で、校舎増築工事が必要であり、工事完了までには少なくとも 4、5 年の時間がかかるため、最短で令和 9 年度を見込んでいます。 ・この期間を使いながら、学校施設が担っている機能とこのまちをどうしていくのかについて、しっかりと時間をかけて地域の皆さまと共に考えていきます。

学校配置の適正化に係る住民説明会 「いただいたご質問・ご意見」と「区役所の見解・考え方」

NO.	いただいたご質問・ご意見	区役所の見解・回答
71	・学校を統合すると、廃校になる2校の維持コストがかなり軽減されると思います。廃校にすることで浮いた予算を、カジノ・IRの誘致に流すのですか。	・「統合することで予算が浮いてくるのではないか」というご意見につきましては、運営する学校数が3→1校と減少することに伴い、確かに学校の運営費という面では、メリットが生じます。 ・学校の適正配置によって生まれたメリットは、統合後の学校教育の充実を中心に使いたいと考えています。 ・これまでの通学路の安全対策や学校スタッフの増配置など、特色ある取組のために予算を活用した事例を参考にしながら、統合後の学校教育の充実のために予算が活用できるよう、区役所と教育委員会事務局が連携して検討を進めます。
72	・避難所課題と学校配置の適正化の課題とはセットものです。跡地のことについて具体的な方向性が示されな いまま、統廃合のことだけ提案されても、切り離して検討することはできません。	・今回の説明内容に関しては、まず、「子どもたちのより良い教育環境づくり」の観点から、「学校配置の適正化」について考えていただきますようお願いします。 ・「代替機能の確保」や、「跡地活用」につきましては、学校再編整備計画が策定・公表できる段階になった時点で、区役所内にこの対象地域の課題を取り扱う特別なプロジェクトチームを立ち上げた上で、この説明会とは別に跡地活用に関する説明会・意見交換会等を、それぞれの地域ごとに開催して、地域の皆さまともしっかり議論して検討していきます。
災害時避難所について		
73	・木川南小学校と西中島小学校が廃校になって、校舎が取り壊されてしまった場合、木川小学校1か所だけで、3地域の避難者全員を受け入れられるのでしょうか。 ・廃校にすると、地域に根付いた避難所を奪うことになります。	・学校再編整備計画が策定・公表できる段階になった時点で、西中島・木川南・木川の3地域の避難場所が確保されるよう、この説明会とは別に、地域住民の皆さまからご意見やご要望を十分に聞くなど柔軟な対応を行いながら、慎重に方策を検討していきます。
74	・木川南地域の子どもたちが木川小学校に通うことになった後も、木川南地域の指定避難所が木川南小学校跡地とされた場合、日常的に木川南小学校跡地を使っていない子どもたちが、災害時に、ふだん馴染みのない避難所（木川南小学校跡地）へスムーズに避難できるかどうか疑問です。	・ご意見を踏まえ、西中島・木川南・木川の3地域の住民の皆様、とりわけ子どもたちが災害時にスムーズに避難所に避難できるよう、この説明会とは別に、地域住民の皆さまからご意見やご要望を十分に聞くなど柔軟な対応を行いながら、慎重に方策を検討していきます。
その他		
H25提起のいわゆる「ABC」案について		
75	・平成25年度に区役所から提案された「A B C 案」（※）では、「木川南小学校は残る」内容でしたが、それが令和2年8月に白紙撤回になった経過を説明してください。	・平成25年にいわゆる「A B C 案」という案を淀川区役所から提示していましたが、令和2年度の条例（※）改正により、本市の学校配置の適正化に関する基準や進め方が規定されました。現在、学校配置の適正化を行うためには、まず12～24学級の適正規模を下回る学校について、区長が条例（※）で定められた要件を満たす学校再編整備計画案を作成し、教育委員会会議に諮るなどの手続きをとることになっています。 ・条例改正（※）前に提起したいわゆる「A B C 案」については、要件も手続きも条例（※）を満たすものではありませんでしたので、区役所として令和2年8月に白紙撤回し、条例（※）に沿った新たな学校再編整備計画案の原案を提案しています。

NO.	いただいたご質問・ご意見	区役所の見解・回答
	木川南小学校の分校・独立の経過について	
76	・木川南小学校は、木川小学校の児童数が増えた際に、木川小学校の分校としてできた学校だと聞きます。当時、木川南分校を設置し、それを木川南小学校として独立させるという判断をした経緯を教えてください。	・木川南小学校が児童数増により設置された沿革については次の通りです。なお、分校・独立に至った経過など、詳細については不明です。 昭和34年 大阪市立木川小学校の分校として設置。 昭和35年 大阪市立木川南小学校として分離独立。
77	木川南小学校が分校化・独立した当時と現在とでは状況が違いますので、「木川南小学校は、以前は木川小学校の分校だったから、もう一度木川小学校に統合してもよい」という考え方で、木川南小学校を廃校にするのは、考え方が違うと思います。	・木川南小学校が木川小学校から分離独立して設置されたのは、昭和30年代当時の学校の配置基準に沿ってのことです。 ・今回お示した学校再編整備計画案の原案については、 条例（※）により適正配置対象校となった西中島小学校、木川南小学校を適正配置化する案が必要となった。 この2校を統合するだけでは「12学級以上」という適正規模を満たせないため、3校以上の統合を考えることとなった。 同一中学校区内にあり、両校と隣接し、増改築により施設要件を満たす木川小学校との統合であれば条件を満たす。 という考え方のもと、作成したものです。 ・決して、「木川南小学校は、以前は木川小学校の分校だったから、もう一度木川小学校に統合してもよい」という考え方で の提案ではありません。
78	・大阪市内他区では、廃校になった地域に後からマンションができて児童数が増え、学校をもう一度作らないといけないケースが出ています。淀川区でも、新大阪駅周辺の再開発計画がある中で、同様のことが起こらないかを検討した上での学校再編整備計画案なのでしょうか。 ・木川小学校に統合した後に、「やはり木川小学校 1 か所で学校運営するのは難しいから、もう一度、新たに分校を作ろう」となる可能性はないのでしょうか。	・今回お示した学校再編整備計画案の原案により統合した場合の木川小学校の児童数は減少傾向にあり、令和9年度の推計値では19学級となることから、現時点では条例（※）の基準である24学級を上回することは想定できません。
	学校選択制について	
79	・学校選択制の導入の目的について、教えてください。	・学校選択制は、就学者や保護者が自ら学校を選ぶことにより、学校や教育活動により一層の興味や関心を持っていただく制度として導入しているものです。 ・また、選択される学校が情報公開や特色ある取組の実施により、学校力を向上させることも目的の一つです。

NO.	いただいたご質問・ご意見	区役所の見解・回答
	令和4年2月22日以降にいただいたご意見等	
80	・十三小学校が適正配置対象校の区分⑥となり対象から外れるとのことですが、同じ中学校区の小学校として一体化して考えるべきではないでしょうか。 ・そもそも十三小学校は普通教室数が7室しかないのに、全学年で複数学級になることが想定されるのでしょうか。	・十三小学校は、令和3年5月1日時点で「今後7学級以上になる」ことが見込まれる適正配置対象校の区分⑥となっているため、今後の児童数の推移を注視していきます。 ・児童数の増加により普通教室数が不足する場合は、教育委員会事務局と調整し、必要な教室数を確保していきます。
81	・十三駅前の新図書館・マンション建設により家族世帯が増えるからという理由で十三小学校を残すということですが、マンション建設による家族世帯の増は一時的であり、また1学年に35人を超えるほどの増があるとは考えにくいため、西中島小学校・木川南小学校と同様に、木川小学校に統合すべきと考えます。 ・この場合、木川小学校は、多少の人口増減があり全学年3～4学級になっても対応できる教室数を兼ね備えるよう、施設設備を補強するのが、合理的かつ子どもの育成にも大切ではないかと思います。	・No.80参照
82	・十三小学校は、西中島小学校とともに木川小学校に統合し、その廃校跡地は、餅つきや盆踊り等の交流行事や防災拠点など、地域の人に開かれた場所として再利用することを提案します。 ・木川南小学校は木川小学校に統合後、廃校再利用ではなく、「老人福祉施設＋運動場」という形に建替えることを提案します（少し立地が不便な位置にあり、地域利用者に偏りが出るため）。建替え後の施設は、地域行事や防災拠点など、地域の人に開かれた場所としてできる範囲で利用することを提案します。	・十三小学校については、「大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則」において、「学級数及び児童数の推移を十分に考慮して、適切な時期に策定すること」と定められた区分⑥に令和3年5月1日時点で該当しており、「今後7学級以上になる」ことが見込まれていますので、今後の児童数の推移を注視していきます。 ・木川南小学校についてはNo.69参照
83	・少人数学級、特にクラス替えない単学級など手厚い公立小学校があるのは、一部の人には”有難い、お得”なことでしょうが、今後の少子化を考えると、いつまでも少人数の小学校を残すのは、税金の無駄遣いであり、行政の怠慢だと思います。せっきくの機会なので、十三小学校を残さず、意味のある小学校の統廃合を行なってほしいです。	・大阪市では、令和2年4月に大阪市学校活性化条例の一部改正等を行い、学校配置の適正化の着手の基準や進め方について、全市的に統一した規定を策定して取り組んでいます。十三小学校は、「大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則」において、「学級数及び児童数の推移を十分に考慮して、適切な時期に策定すること」と定められた区分⑥に令和3年5月1日時点で該当しており、「今後7学級以上になる」ことが見込まれていますので、今後の児童数の推移を注視していきます。
84	・西中島小学校と木川南小学校が木川小学校と3校統合される案が出ているのは、2校の児童数が少ないことに加え、この3校と十三小学校がかなり近い距離に位置することも原因かと思います。この4校のうち、いきなり2校も同時に廃校しなくても、木川小学校を1つ廃校して、そこの児童を十三小学校、木川南小学校、西中島小学校に分散させれば、教育環境、通学路、避難所の問題だけでなく工事費用なども多少解決するのではないのでしょうか。	・大阪市では、全市的に小学校の小規模化が進むなか、子どもたちの教育環境をより良いものとする観点から、学校配置の適正化の基準と進め方について、令和2年4月に条例や規則で規定化しました。 この大阪市の学校配置適正化の考え方に沿って、淀川区においては、西中島小学校と木川南小学校の2校が、早期に学校再編整備計画案を作成することが求められる適正配置対象校となっていることから、この対象2校を含めた統合案について検討を進めることとなります。 また、木川小学校については適正配置対象校ではないため、廃校することは考えておりません。本市の学校配置適正化の考え方のもと、西中島小学校と木川南小学校と同一中学校校区にあり両校と隣接する適正配置関係校であることから、木川小学校は存続校とする案について検討を進めてまいります。

N0.75※平成25年2月に区役所が検討案として作成した「ABC案」とは、次のとおりです。

A案： 十三小学校を廃校し、木川小学校へ統合。西中島小学校を廃校し、木川南小学校へ統合。

B案： 十三小学校を廃校し、木川南小学校へ統合。西中島小学校を廃校し、木川小学校へ統合。

C案： 十三小学校・西中島小学校を廃校し、阪急京都線の北側と南側で分けて他校区へ統合。

・十三小学校区の北側・西中島小学校区の北側を木川小学校へ統合。

・十三小学校区の南側・西中島小学校区の南側を木川南小学校へ統合。

※「回答・考え方」文中の「条例」「規則」「指針」は、それぞれ次の略称です。

条例： 大阪市立学校活性化条例

規則： 大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則

指針： 大阪市立小学校 学校配置の適正化の推進のための指針